

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 8 月 24 日

契約責任者

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 関 庄 一 郎

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

2019・2020・2021 年度版 講習会テキスト印刷製本業務

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明会で配付する仕様書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 入札説明会に参加した者であること。

(2) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」等において、「A」、「B」級に格付けされていること。

(3) 5年以内に類似業務（印刷製本（編集・校正を含む）、発送、在庫管理の全て）を行っている者。

(4) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

教育研修部 (担当 武田、星野)

電話 03-5275-7115

メールアドレス kyoiku@jwnet.or.jp

(2) 入札説明書の交付

下段にファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会の参加を希望する者は、別紙1の入札説明会参加申込書を平成30年9月5日(水)17時00分までに持参又はFAXによって提出すること。

入札説明会は1社1名とする。

【開催日時及び場所】

平成30年9月6日(木) 14時00分

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

【連絡先】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

教育研修部 (担当 武田、星野)

FAX 03-5275-7116

(4) 入札・開札の日時及び場所

【開催日時及び場所】

平成30年9月18日(火) 15時00分

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

4. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

平成 30 年 月 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 殿

入札説明会参加申込書

次の調達案件について、入札説明会に参加を希望いたします。

【調達案件名】

2019・2020・2021 年度版 講習会テキスト印刷製本業務

【入札説明会日時】

平成 30 年 9 月 6 日(木) 14 時 00 分

【出席予定者名】(当日名刺を提出してください。)

住 所:〒 -

会 社 名:

部 署 名:

(ふりがな)

氏 名:

電話番号:

【提出方法】

入札説明会の出席を希望する者は、平成 30 年 9 月 5 日(水)17 時 00 分までに持参又は FAX によって提出してください。

【提出先】

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

教育研修部

担当 武田、星野

□FAX:03-5275-7116

(注意)

入札説明会では入札説明書の配布はしませんので、各自ご持参ください。

入 札 説 明 書

2019・2020・2021 年度版

講習会テキスト印刷製本業務

[最低価格落札方式]

契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘 一 郎

はじめに

本 2019・2020・2021 年度版講習会テキスト印刷製本業務の入札等については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「当センター」という。）の規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 理事長 関 荘一郎

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 2019・2020・2021 年度版講習会テキスト印刷製本業務

(2) 特質等 入札説明会で配付する仕様書による

(3) 納入期限等 入札説明会で配付する仕様書による

(4) 納入場所 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に 8%に相当する額を加算した金額を様式 1 で示す入札書に記載して提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

(1) 入札説明会に参加した者であること。

(2) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」等において、「A」、「B」級に格付けされていること。

(3) 5 年以内に類似業務（印刷製本（編集・校正を含む）、発送、在庫管理の全て）を行っている者。

(4) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札説明会の日時及び場所

(1) 平成 30 年 9 月 6 日（木）14 時 00 分

(2) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
東京都千代田区二番町 3 番地 麹町スクエア 7 階

5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、別紙様式 3 による書面を提出すること。

ア. 提出期限 平成 30 年 9 月 12 日（水）17 時まで

イ. 提出場所 4.(2)の場所 教育研修部

ウ. 提出方法 メール又はFAXによって提出すること。

(2)(1)の質問に対する回答は、平成30年9月13日(木)17時までにメールにより行う。

6. 業務請負条件に関する書類の提出

(1)「環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し」及び「直近5年間の類似業務(印刷製本(編集・校正を含む)、発送、在庫管理)実績一覧(様式4)」は、次に従い提出すること。

ア. 提出期限 平成30年9月18日(火)15時まで(持参の場合は、12時から13時を除く)

イ. 提出場所 4.(2)の場所 教育研修部

ウ. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

7. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年9月18日(火)15時00分

場所 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

(2) 入札書の提出方法

1) 様式1に定める書面を7(1)に指定する日時及び場所に持参により提出すること。

2) 入札書は、封筒に入れ封印し提出すること。

(3) 代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、様式2による委任状を持参しなければならない。

(4) 代理人の制限

入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、入札金額が予定価格の制限内に達する又は入札者がいなくなるまで繰り返し入札を行う。

8. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者による入札

② 代理人が委任状を持参しない代理人による入札

③ 入札において記名押印(外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札

④ 金額を訂正した入札

⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑥ 明らかに連合によると認められる入札

⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

- ⑧ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

10. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

11. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

12. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

13. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、当センターホームページで公表するものとする。

◎ 添付資料

- 別紙 暴力団排除に関する誓約事項
- 様式 1～4
- 別添 契約書（案）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴センターの求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当者等へ報告を行います。

入 札 書

様式1

平成 年 月 日

契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘 一 郎 殿

住所 :

会社名 :

代表者役職・氏名 :

代理人 :

印

印

注) 代理人が入札書を持参して入札する場合に、代理人の記名押印が必要。

このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

1. 件名 : 2019・2020・2021年度版 講習会テキスト印刷製本業務

2. 入札金額

金	千	百	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(本体価格) 円)

(消費税額) 円)

内 訳

品名等	数量	単位	単価	合価
2019・2020・2021年度版 講習会テキスト印刷製本業務	1	式	円	円
送料【参考価格：入札金額に計上しないこと】	1	式	円	円

3. 契約条件：契約書及び仕様書その他貴センターの指示のとおりとする。

4. 誓約事項：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

(以下、当センター使用欄)

契約締結の決定伺い	契 約 番 号	第 号	納入場所 仕様書のとおり
	契 約 月 日	平成 年 月 日	備考
	納 入 期 限		

委任状

平成 年 月 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘一郎 殿

(委任者) 住所
会社名
代表者役職・氏名 印

(受任者) 代理人住所
所属 (役職)
氏名 印

記

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

(委任事項)

1 2019・2020・2021 年度版 講習会テキスト印刷製本業務

質問書

業 務 名	
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏名：
担当者連絡先	TEL: FAX:
	E-mail:
質問事項	

直近5年間の類似業務(印刷製本(編集・校正を含む)、発送、在庫管理)実績一覧

(平成25年9月1日～平成30年8月30日)

様式4

No	受注年月日	印刷製本業務を依頼された会社名	成果品タイトル
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

会社名	
-----	--

業務請負基本契約書(案)

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「甲」という。）と株式会社●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により「2019・2020・2021 年度版 講習会テキスト印刷製本業務」等（以下「本件業務」という。）に関する請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（信義誠実の原則）

甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

第2条（個別契約の成立）

本契約は本件業務に関する基本的な事項について定め、本件業務の細目については別に締結される個々の取引に関する契約（以下「個別契約」という。）に定めるものとする。

2. 個別契約において本契約と異なる定めをおいた場合は、特段の定めがない限り、個別契約の定めが本契約に優先して適用されるものとする。ただし、その定めは当該個別契約に限り有効なものとする。

第3条（本件業務内容の変更）

本契約書締結後において、やむを得ない事情により本件業務の内容に変更の必要が生じた場合には、甲乙協議の上、これを変更するものとする。この場合において、契約金額に変更が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第4条（契約期間）

本契約の有効期間は3カ年とし、本契約締結の日から2022年3月31日までとする。

第5条（契約金額及び支払方法）

本件業務の金額は、個別契約にて定めるものとする。

2. 乙は、成果物の納品が完了したときは、第3条に基づき契約金額の範囲内において一括してその支払いを甲に請求することができる。
3. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、甲が負担するものとする。

第6条（契約保証金）

甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第7条（秘密の保持）

甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第8条（検収）

甲は、提出された成果物を速やかに審査し、瑕疵があった場合には、乙に対してその修正を指示することができる。

第9条（期限の延長）

乙は、天変地異その他正当な理由により、この契約に定まる期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に対し期限の延長を求めることができる。

2. 甲は、乙の理由がやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期限の延長をすることができる。

第 10 条（著作権の帰属）

本件業務の内、成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。

第 11 条（瑕疵担保責任）

本件業務の遂行に際して乙から甲へ納入すべき成果物に瑕疵があるときには、甲は乙に対し、納入完了から 1 年間に限り、相当の期間内に瑕疵の修補を完了すべきことを請求することができる。ただし、当該瑕疵が乙の責に帰すべからざる事由に基づくときは、乙はその責を負わないものとする。

第 12 条（権利、業務の譲渡等）

乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

第 13 条（契約の解除）

甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

第 14 条（損害賠償）

乙は、前条の規定による解除の場合、甲に対し損害賠償の請求はしないものとする。ただし、甲は、乙に対し損害賠償の請求ができるものとする。

2. 乙は、この契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。
3. 第 1 項又は第 2 項に定める損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

第 15 条（反社会的勢力との取引等の禁止）

甲及び乙は、自己（役員を含む）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、又は交際しないことを約するものとする。

2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反し、又はそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに本契約を解除することができる。

第 16 条（紛争の解決）

この契約について、甲乙協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は、甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者協議により選出した第三者に解決の斡旋を求めるものとする。

2. 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

第 17 条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 18 条（準拠法）

本契約における準拠法は、日本国法とする。

第 19 条（協議）

本契約に定めない事項及び本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

以上、本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 : 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理 事 長 関 荘 一 郎

乙 :